

## 米軍CH-53E型ヘリコプターの着陸失敗炎上事故に関する意見書

去る4月16日、米韓合同軍事演習に参加している普天間飛行場所属のCH-53E型ヘリコプターが、韓国北部で訓練中に着陸に失敗し、墜落炎上したことが明らかになった。

今回の事故は、平成16年に沖縄国際大学に墜落炎上する事故を起こした米軍ヘリと同機種であり、市民・県民にとって、当時のヘリコプター墜落炎上事故の大惨事を再び思い起こさせ、いつまた、普天間飛行場周辺や県内で事故が起こってもおかしくない危機的状況に、市民・県民の不安や恐怖は募るばかりである。

また、米軍ヘリによる事故は、ことし2月に普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターがタイ北部で緊急着陸する事故が起きており、同月にMV-22オスプレイから飲料水ボトル落下事故、さらに今月にはAH-1ヘリから燃料キャップを落下させる事故を起こしたばかりであり、このような事故が頻発することは極めて異常な事態と言わざるを得ず、強い憤りを覚えるものである。

本市議会は、米軍航空機の事故が起るたびに、綱紀粛正及び再発防止策の徹底を、米軍及び関係機関に対し再三再四強く申し入れてきたにもかかわらず、またしてもこのような重大な事故が起きたことは、米軍の綱紀の乱れと安全管理の欠如に起因しており、誠に遺憾である。CH-53E型ヘリが日常的に住宅地域上空での訓練飛行にさらされている宜野湾市民にとって、その不安と恐怖による怒りは極限に達している。

よって、本市議会は、市民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、今回の米軍CH-53E型ヘリコプターの墜落炎上事故に対し、激しい怒りを込めて抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

1. 事故原因の徹底究明と対策の公表がなされるまで同型機の飛行を即時中止すること。
2. 実行性のある防止策として、すべての米軍航空機の一斉点検、整備を行うこと。
3. 普天間飛行場の即時閉鎖、早期返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年4月22日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長